

東都計審第16号

平成29年2月27日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市都市計画審議会

会 長 森 川 稔

東近江市立地適正化計画の策定について（答申）

平成29年2月17日付け、東都計第1065号で諮問された東近江市立地適正化計画の策定については、東近江市都市計画審議会条例（平成17年条例第203号）第2条第2号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して案を適当と認めましたことを答申します。

記

意見・・・立地適正化計画に示されたまちづくりの実現のため、都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導及び居住誘導区域内における居住の維持・誘導が確実に図られるよう施策推進に努めていただきたい。

東都計審第17号

平成29年2月27日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市都市計画審議会

会 長 森 川 稔

東近江市市街化調整区域等における地区計画制度の運用基準の一部改正について（答申）

平成29年2月14日付け、東都計第1042号で諮問された東近江市市街化調整区域等における地区計画制度の運用基準の一部改正については、東近江市都市計画審議会条例（平成17年条例第203号）第2条第2号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認めましたことを答申します。

東都計審第18号

平成29年2月27日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市都市計画審議会

会 長 森 川 稔

東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部改正につき、意見を求めることについて（答申）

平成29年2月14日付け、東都計第1026号で諮問された東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部改正につき、意見を求めることについては、東近江市都市計画審議会条例（平成17年条例第203号）第2条第3号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して案を適当と認めましたことを答申します。

記

意見・・・空家等の活用にあっては、地元自治会等周辺住民に対して事業計画内容が周知され、理解が得られるものであること。